

岐阜県福祉サービス第三者評価事業評価調査者養成研修等実施要領

（目的）

第1条 この要領は、岐阜県福祉サービス第三者評価推進審議会（以下「推進審議会」という。）が実施する評価調査者養成研修（以下「養成研修」という。）及び評価調査者継続研修（以下「継続研修」という。）について必要な事項を定めることにより、評価調査者を養成し、岐阜県福祉サービス第三者評価事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 評価機関

岐阜県福祉サービス第三者評価機関として、推進審議会の認証を受けた法人又は認証を受ける予定の法人をいう。

（2） 評価調査者

推進審議会が実施した養成研修又は継続研修を修了した者をいう。

（養成研修の受講資格）

第3条 養成研修を受講できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ、評価機関より受講希望者として受講の申込みのあった者とする。

（1） 組織運営管理業務等を3年以上経験している者であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） 社会福祉法人の役員、社会福祉施設長若しくは副施設長又は社協事務局長（いずれも退職者を含む。）

（イ） 公益法人、特定非営利活動法人の役員又は事務局長（いずれも退職者を含む。）

（ウ） 従業員20名以上の民間企業事業所経営者（退職者を含む。）

（エ） 公認会計士、税理士又は社会保険労務士の資格を有する者

（オ） 前号（ア）から（エ）までに掲げる各業務の経験年数が3年未満であるにもかかわらず、当該各業務の経験年数を合算した期間が3年以上となる者であって、前号に掲げる者と同等の能力を有すると推進審議会が認めるもの

（2） 福祉、医療又は保健分野の有資格者で社会福祉施設（社会福祉法又は介護保険法に定めるもののほか、小規模作業所等の事業所も含む。）での業務を3年以上経験している者又は学識経験者で当該業務を3年以上経験している者であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） 医師、保健師、看護師、准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員又は保育士の資格を有する者

（イ） 福祉、医療又は保健分野の大学、短期大学又は専門学校の常勤教員、非常勤講師又は助手として、教育又は研究に専念している者

（ウ） 行政、社協、非営利団体又は民間企業の常勤職員のうち、福祉分野の業務（福祉施設の指導検査業務、苦情対応等福祉相談業務、福祉情報誌等の発行業務、介護保

険事業計画若しくは地域福祉計画等計画策定業務又は調査研究若しくは情報提供業務（調査書作成業務まで含む）を5年以上経験し、かつ、当該業務を通じて福祉サービス現場における調査、訪問、実地研修等の経験を豊富に有し、及び当該業務を熟知している者であって、前号に掲げる者と同等の能力に相当すると推進審議会が認めるもの

- (3) 前各号に掲げる者のほか第三者評価を実施するに際して、前各号に掲げる者と同等の能力を有すると推進審議会が認める者

- 2 養成研修に係る有効期間内の修了証書を所持する者は、養成研修を再度受講することはできないものとする。ただし、有効期間が満了する年度において、養成研修を再度受講することを妨げない。

(継続研修の受講資格)

第4条 継続研修を受講できる者は、前年度までに実施された養成研修又は継続研修を修了し、当該研修に係る有効期間内の修了証書を所持する者とする。

- 2 継続研修に係る有効期間内の修了証書を所持する者は、継続研修を再度受講することを妨げない。

(カリキュラム)

第5条 養成研修のカリキュラムは、次の各号のすべてを含むもので年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。）ごとに推進審議会が定めるものとする。

- (1) 基礎的研修（第三者評価の考え方等について）

第三者評価の全体像、第三者評価の理念と基本的な考え方、評価調査者の役割と倫理、第三者評価基準の理解と判断のポイント等について講義により行うもの

- (2) 演習

書面（事前）審査の着眼点及び訪問調査の着眼点について、高齢、障害及び児童の分野ごとにグループに分かれて講義により行うもの

- (3) 実習

施設訪問調査により行うもの（実習先施設は、可能な限り受講生の勤務先と同一市町村内とならないよう主催者において調整する。）

- 2 継続研修のカリキュラムは、次の各号のすべてを含むもので年度ごとに推進審議会が定めるものとする。

- (1) 基礎的研修

第三者評価の実施状況と課題、福祉制度の動向について講義により行うもの

- (2) 演習

高齢、障害及び児童の分野別にグループに分かれて評価基準を用いた演習により行うもの

(実施方法等)

第6条 養成研修の開催回数、開催時期、受講定員等は、第三者評価対象福祉サービス事業所及び評価機関の数を勘案して、推進審議会が年度ごとに定める。

- 2 継続研修の開催回数、開催時期、受講定員等は、養成研修の修了者の数を勘案して、推進審議会が年度ごとに定める。

（履修免除）

第7条 推進審議会は、次に掲げる研修のいずれかを受講した者について、研修科目の一部（①第三者評価の理念と基本的な考え方、②評価調査者の役割と倫理）を免除することができる。

- （1） 全国社会福祉協議会が主催した平成14年度又は平成15年度評価調査者養成研修
- （2） 岐阜県が主催した平成15年度第三者評価調査者養成研修

- 2 養成研修又は継続研修の講師として研修に参加した者は、講義を行った研修科目について受講したものとみなす。

（受講申込方法）

第8条 評価機関は、所属する養成研修又は継続研修の受講希望者を取りまとめ、養成研修にあつては「養成研修受講申込書」（別記様式1）及び次の各号に掲げる書類を、継続研修にあつては「継続研修受講申込書」（別記様式2）を研修の主催者を通じて推進審議会に提出するものとする。

- （1） 養成研修の受講希望者に係る「実務経験（見込）証明書」（別記様式3）及び第3条第1項第1号から第6号までに該当する資格の証明書又はその写し
- （2） 第10条に定める事前実習の必要な者にあつては、事前実習報告書（別記様式4）

（受講生の義務）

第9条 受講生は、実習中に知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（事前実習）

第10条 養成研修の受講を希望する者のうち、社会福祉施設での勤務経験がない者は、養成研修の受講日の前日までに、自主的に3日間程度、社会福祉施設における実習（以下「事前実習」という。）を行うものとする。

- 2 事前実習の内容は、次の各号のいずれも満たすものとする。ただし、事前実習は、実習先である社会福祉施設の協力が得られる範囲で行うものとし、当該施設の協力が得られない場合は、この限りではない。

- （1） 評価調査者として必要な基礎知識を得るために、介護職員、相談員等の社会福祉施設での業務を経験すること。
- （2） 施設等で日常的に使用される資料等を閲覧し、業務について基礎知識を得ること。

- 3 事前実習は、受講生が自主的に行うものとし、推進審議会、岐阜県及び研修の主催者は、事前実習施設の紹介等を行わないものとする。

（修了証書の交付）

第11条 推進審議会は、養成研修の全課程を修了した者に対して、修了証書（別記様式5）を交付する。

- 2 推進審議会は、継続研修の全課程を修了した者に対して、修了証書（別記様式6）を交付

する。

- 3 推進審議会は、研修を修了した者のうち有効な修了証書を有する者を、修了者名簿に登録する。
- 4 推進審議会は、修了証書を紛失、破損、又は氏名変更等により再交付にかかる申請書（別記様式 7）を提出した者に対して、修了証書を再交付する。

（養成研修修了者資格の有効期間）

第 12 条 養成研修の修了証書の有効期間は、交付の日から 3 年が経過する日の属する年度の末日までとする。

（継続研修修了者資格の有効期間）

第 13 条 継続研修の修了証書の有効期間は、所持する養成研修又は継続研修の修了証書の有効期間満了の日の翌日から 3 年間とする。

（研修の委託）

第 14 条 推進審議会の事務局である岐阜県は、適当と認める団体に、養成研修及び継続研修の実施を委託することができる。

（その他）

第 15 条 この要領に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成 18 年 6 月 23 日から施行し、平成 18 年度の養成研修及び継続研修から適用する。
- 2 平成 16 年度及び平成 17 年度の養成研修の修了者については、第 13 条の規定に関わらず、修了証書の有効期間を平成 21 年 3 月 31 日までとする。
- 3 平成 16 年度の養成研修の修了者のうち、平成 18 年 6 月 30 日において第 3 条第 1 項に規定する養成研修受講資格を満たさない者は、継続研修受講申込みの時までに第三者評価の実務を経験しなければ、当該継続研修を受講することができないものとする。
- 4 平成 17 年度の養成研修の修了者のうち、平成 18 年 6 月 30 日において第 3 条第 1 項に規定する養成研修受講資格を満たすことを証明できない者は、当該養成研修の修了者と認めないものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 19 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 20 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 平成20年度末に修了証書の期間満了を迎えた者のうち、継続研修の受講資格を満たすものの、有効期間内に継続研修を受講できなかった者について、評価機関から推薦のあった場合、第4条の規定にかかわらず、平成21年度開催の継続研修に限り、受講の資格を有するものとする。

ただし、継続研修を受講できなかった理由について、推進審議会がやむを得ない事由として認めた者とする。

- 2 受講後は継続研修修了者として、第12条第2項に基づき修了証書を交付するとともに、同条第3項に基づき修了者名簿に登録する。

なお、修了証書の有効期間は、交付の日から2年が経過する日の属する年度の末日までとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年9月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年4月1日から施行する。